

概要版



第2次 亀岡市まちづくり 協働推進実施計画

平成27年3月
亀岡市



I 協働推進の基本的な考え方

この実施計画は、「亀岡市まちづくり協働推進指針」（平成20年策定）を基本に、これまで進めてきた「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」（平成22年策定）の成果、課題を踏まえ、更なる協働推進を図るための具体的施策を示すものです。

《 亀岡市まちづくり協働推進指針で示した「協働」の考え方 》

- 協働とは、市民と行政が、市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、対等なパートナーシップで取り組み、互いに成長していくこと
- 目指すまちづくりのビジョンは、市民参画と協働の輪を広げ、豊かで魅力があり、誰もが愛着心を持てるまちづくり

< 実施計画の期間 >

この計画の期間は、平成27年度から、平成31年度の5年間とします。

1. 協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果

「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」では、特に市民活動の基盤強化に重点を置いた取り組みを進め、ルールや制度の整備が進みました。

しかし、協働の主体となる市民、行政の双方において、まだ「協働」についての理解や必要性が十分に浸透しておらず、そのルールや制度に基づく協働の活動が活発に行われるまでには至っていません。

< 取り組みの経過 >

亀岡市まちづくり協働推進指針（平成20年3月）



（指針実現のための実行計画）

亀岡市まちづくり協働推進実施計画（平成22年3月）



【テーマ】市民活動の基盤強化

【主な取り組み】

- ・ 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金
- ・ かめおか市民活動推進センターの機能の充実
- ・ かめおか協働ルール
- ・ 市民団体の活動紹介紙作成
- ・ 職員用協働チェックリスト

◎協働のルールや制度は整備されてきたが、市民・職員の協働に対する理解はまだ不十分

2. 第2次実施計画における課題

(1) 市民と行政の変化への対応

行財政改革に伴う財政・組織縮小の影響もあって、行政がこれまでと同じように公的サービスを展開することが困難となる一方、自治会においても、住民の価値観の多様化や高齢化等により運営が困難な状況も見られ、自治会活動に関心のある人材の発掘・活用やNPO等との連携、これらの現実を市民や行政が受け止め、共に考えるための情報共有の機会等が必要です。

(2) 市民のまちづくり意識と主体的活動の活発化

市民が自ら「私たちの住むまちをどうしていくのか」を考え、主体的に取り組む意識を高めていくことが重要です。言い換えれば、市民が公共サービスの消費者から、参加・参画する供給者になることが大切です。

(3) 市民活動支援のための協働から、まちの課題解決のための協働へ

20年後、30年後の亀岡市を考えるうえでは、「市民活動の振興・底上げのための協働」から「まちの質を高めるための協働」へ歩みを進める必要があります。また市民と行政の連携でも、様々な立場の人や組織が得意なことを持ち寄り、地域が抱える課題を解決するための仕組みや基盤づくりを考えなければいけません。

(4) 個々の取り組みから、より効果と価値を高め、広げる協働へ

個々の主体や取り組みが協力し合って、より大きな力を発揮するものにしていく必要があります。ただ、個々の主体や取り組みは目の前の課題への対応に追われていることが多く、連携の仕組みや手法を具体的に示すことが重要です。

3. 第2次実施計画のテーマ

(1) 課題解決の成果が得られる協働を支援する

市民活動の支援から、協働が市民生活や安全安心の質を高める段階へ転換を図ることに重点的に取り組みます。

NPOや市民活動団体の数的拡大や活動支援の段階から、地域課題の解決に向けて成果が見える取り組みを支援する段階へ歩みを進めます。

(2) 協働を当然のものと受け止めたまちづくりを進める

協働で行うまちづくりを前提に、行政改革・地域改革として市民の積極的参加を促す仕組みを構築する時期がきています。そのため、協働をまちの課題解決の手段として、全市的な取り組みに発展させます。

あわせて、市民の生活実感から出てくる課題を的確に把握し、協働による取り組みが展開できるよう、地域活動の更なる活性化を図ります。





Ⅱ 協働推進のための取り組みと施策

1. 協働まちづくりへの意識の啓発

重点 目標

◆「協働」や「まちづくり」に興味・関心はあっても、実際の行動には結びついていない層（先行して活動するグループと無関心グループの中間層）が活動に踏み出す契機となる意識啓発やきっかけづくりを目標とします。

(1) 市民の自立・自覚の意識づくり

○市民の自立や行政とともにサービスを提供する主体としての意識を高めます。

(2) 協働の成果の可視化

○協働の成功事例等を可視化（ホームページや啓発冊子の作成・運用等）します。
○活動資金を創り出す仕組みの広報を強化します。

(3) 協働の必要性・重要性の啓発

○亀岡をもっと楽しみ、亀岡をもっと好きになる「ふるさと意識」を育てます。
○協働が「これからのまちづくりを支える不可欠な手法」という意識を根付かせます。

2. 市民活動の継続的な支援

重点 目標

◆市民の主体的な活動が継続し、行政の制度のみに頼ることなく発展するための新しい仕組みづくりや方策の導入を目標とします。

(1) 資金確保の方法充実への支援

○亀岡市支えあいまちづくり協働支援金などの効果的な支援を継続します。
○市民レベルの寄附制度や市民ファンド、ふるさと納税の活用などを検討します。
○市民同士で市民活動を支援し合う寄附制度について検討し、基金を創設します。

(2) 活動助成後の支援

○活動助成を行った後、継続に向けてその団体や活動をフォローします。
○継続的な資金確保や法律等の専門家とのマッチングなど、団体の自立を促進します。
○亀岡市支えあいまちづくり協働支援金などの成果・効果を検証します。

(3) 事業所等の社会貢献活動への支援

○支援制度の対象に中小企業の社会貢献活動なども視野に入れて検討します。

(4) ビジネスチャンス創出の検討

○地域の資源が地域課題の解決につながる協働の仕組みや工夫について研究します。

3. コミュニティ活動の新たな展開

重点 目標

◆地域課題の解決や次代の地域活性化のために、知恵・ノウハウ・ネットワークを持った多様な主体（市民、地域、事業者、行政等）による効果的な協働の組み合わせをつくりだすことを目標とします。

(1) 自治会活動の促進

- 大学と連携し、自治会に関心・興味を持つ若い世代と地域の接点づくりを進めます。
- 若い世代に対し、自治会が地域社会で果たす役割や必要性の理解を促します。

(2) 地縁組織とNPO等の交流・連携

- NPOやボランティア、大学等と地域をマッチングする仕組みを検討・展開します。
- 協働の事例やモデルの情報を共有し、コミュニティ活動の新たな展開を支援します。



4. 地域課題解決に向けた中間支援機能の充実

重点 目標

◆市民や団体がさらに力を高め、その活動がまちづくりにおいて相乗効果を発揮できるよう、各主体のニーズに応じた団体同士の仲介や専門的な指導・アドバイスのできる体制の整備を目標とします。

(1) 市民や団体の活動を支援する中間支援組織のあり方の検討

- 市民活動の実態を把握し、支援のあり方について検討します。
- 市民同士、市民と行政・第三者を結ぶ体制の整備を促進します。

(2) 大学・学生等との連携

- 大学・学生などの若者世代と市民や団体の気軽な交流機会の提供に努めます。

(3) 行政以外の相談・協働相手と団体をつなぐ仕組みづくり

- 民間事業者や専門機関とのコーディネート機能の強化を図ります。
- 市民活動と法律や経営のプロとのつながりを支援する体制の強化を図ります。

(4) 多様な主体による交流の場づくり

- 多様な主体が気軽に話し合い、アイデアを生み出す場づくりを促進します。
- 市民と行政が対等な立場で意見交換ができる場づくりに努めます。

5. 協働推進体制の充実

重点 目標

◆計画の進捗状況や成果を市民と行政がともに見守り、検証する取り組みの深化と、行政職員の「協働まちづくり」の意識を行動に結びつける体制の充実を目標とします。

(1) 行政内の横の連携を促進する仕組みづくり

- かめおか協働ルール、職員用協働チェックリストの活用を図ります。
- 大学やNPOと連携した協働に関する職員研修プログラムの企画・実施を図ります。

(2) 協働の成果の可視化

- 市民団体や行政が有している情報を共有する仕組みづくりを進めます。
- 協働の成果を目に見える形にして、各主体で共有していきます。



(3) 行政組織における協働の仕組みづくりの研究

- コーディネーターの配置など、協働を促進する仕組みの導入について研究します。
- 市民団体と市職員の相互派遣など、人材活用や相互理解を深める取り組みを検討します。

Ⅲ

行動計画（アクションプラン）

プラン1

協働を促進するプロモーションの強化

身近な「協働」の事例などを積極的に発信・提供します。

ねらい

- ①事業所をはじめ、多様な主体の協働に対する理解の促進
- ②身近な事例の紹介等による新たな主体の協働への参加・参画の促進

【重点目標】

◎先進事例情報発信ページの開設

【事業概要】

- (1)協働の活動や地域貢献事例の収集
- (2)先進事例のとりまとめ
- (3)先進事例の情報発信
- (4)協働の取組への参画の促進

プラン2

市民活動への寄附を受け入れる基金の創設と運用

「(公財)京都地域創造基金」内への亀岡版の基金の設置を検討・調整します。

ねらい

- ①市民の活動を市民が支援する仕組みの整備
- ②市民団体の経営マネジメント力の向上

【重点目標】

◎「亀岡協働基金(仮称)」の設置とモデル運用の実施

【事業概要】

- (1)基金創設の方針を検討
- (2)(公財)京都地域創造基金との調整
- (3)方針の決定
- (4)基金の設置
- (5)基金のモデル運用
- (6)基金の広報

プラン3

地域資源を循環させる仕組みづくりの構築と推進

市内外におけるコミュニティビジネスの事例や取り組みを促進するための支援の可能性について研究します。

ねらい

- ①亀岡市におけるコミュニティビジネスの可能性の検討
- ②コミュニティビジネスの創出を促進する方法の検討

【重点目標】

◎コミュニティビジネスの可能性検討、推進と関連する情報発信

【事業概要】

- (1)コミュニティビジネスの事例収集
- (2)コミュニティビジネスの可能性・メリットの研究
- (3)コミュニティビジネスの事例の広報
- (4)支援方法の検討、推進

プラン4

協働コーディネーターの仕組みづくり

地域課題の解決に向けた適切な人・団体のネットワーク化を進める仲介者として、協働コーディネーターを配置します。

ねらい

- ①活動主体のマッチングの実施(実例づくり)
- ②地域課題解決に向けた地域・団体の主体的活動の支援
- ③多様な活動主体に関する情報の蓄積と活用

【重点目標】

◎協働コーディネーターの配置

【事業概要】

- (1)協働コーディネーターの制度の検討
- (2)協働コーディネーターの配置
- (3)活動成果の検証
- (4)制度の再検討
- (5)制度の広報

スケジュール >>>

平成27年度

- 協働・地域貢献事例を収集する

⇒他都市における協働事例の収集等

平成28年度

- 情報発信を実行する

⇒Webサイト等における「協働事例」ページの開設等

平成29～31年度

- 事業所等の新たな協働への主体的な取組や参画を促進する

⇒協働コーディネーターのマッチング等による参画の促進等

平成27年度

- 仕組み及び方針を研究する

⇒基金の制度設計を考える検討組織の設置等

平成28年度

- 基金を設置する

⇒「(公財)京都地域創造基金」への「亀岡協働基金(仮称)」の設置等

平成29～31年度

- 基金のモデル運用を実施する
- 仕組みの改善を検討する
- 寄附金の拡大に取り組む

平成27年度

- 事例を収集し、本市でのコミュニティビジネスの可能性・メリットを研究する

⇒市内外におけるコミュニティビジネスの事例収集

平成28年度

- コミュニティビジネスに関する情報を発信し、取組みを促進する

⇒Webサイト等による事例・提案集等の情報を発信

平成29～31年度

- コミュニティビジネスの支援について研究する
- 市内のコミュニティビジネスへの取組を支援する

平成27年度

- 仕組みについて研究する

⇒協働コーディネーターの役割や制度設計の検討組織の設置等

平成28年度

- 協働コーディネーターを配置する

⇒協働コーディネーターの配置による取組みの開始等

平成29～31年度

- 協働コーディネーターを仲介者に課題解決への取組みを促進する
- 協働コーディネーター制度の評価と改善・見直し

■ 計画の構成

I 協働推進の基本的な考え方

○ (市民協働の概念)

市民参画と協働の輪を広げ、豊かで魅力があり、誰もが愛着心を持てるまちづくり

1. 協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果
2. 本実施計画(第2次実施計画)における課題
3. 本実施計画(第2次実施計画)のテーマ

○ 計画の期間

平成 27 年度～平成 31 年度

II 協働推進のための取り組みと施策

1. 協働まちづくりへの意識の啓発

- (1) 市民の自立・自覚の意識づくり
- (2) 協働の成果の可視化
- (3) 協働の必要性・重要性の啓発

2. 市民活動の継続的な支援

- (1) 資金確保の方法充実への支援
- (2) 活動助成後の支援
- (3) 事業所等の社会貢献活動への支援
- (4) ビジネスチャンス創出の検討

3. コミュニティ活動の新たな展開

- (1) 自治会活動の促進
- (2) 地縁組織とNPO等の交流・連携

4. 地域課題解決に向けた中間支援機能の充実

- (1) 市民や団体の活動を支援する中間支援組織のあり方の検討
- (2) 大学・学生等との連携
- (3) 行政以外の相談・協働相手と団体をつなぐ仕組みづくり
- (4) 多様な主体による交流の場づくり

5. 協働推進体制の充実

- (1) 行政内の横の連携を促進する仕組みづくり
- (2) 情報共有の仕組みづくり
- (3) 行政組織における協働の仕組みづくりの研究

III 行動計画 (アクションプラン)

1

協働を促進するプロモーションの強化

2

市民活動への寄附を受け入れる基金の創設と運用

3

地域資源を循環させる仕組みづくりの構築と推進

4

協働コーディネーターの仕組みづくり

計画に関する
お問い合わせ

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市 生涯学習部 市民協働課

電話 0771-22-3131 (代表) 0771-25-5002 (直通)

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

メールアドレス syougai-gakusyu@city.kameoka.kyoto.jp